

【新型コロナウイルス感染症】 学校生活における 感染症対策マニュアル

令和3年9月13日更新

- 1 学校での基本的な対応
- 2 新しい船橋市の学校生活
- 3 教職員の健康管理
- 4 児童生徒又は教職員が感染した場合の臨時休業等の判断について
- 5 ワクチン接種時の対応について
- 6 児童生徒の出欠席等の扱いについて
- 7 濃厚接触者の健康観察（自宅待機）期間について
- 8 最後に

※現時点でのものであり、国や千葉県の情報及び感染状況により更新することがあります。

船橋市教育委員会 学校教育部 保健体育課

学校生活における感染症対策マニュアル

1 学校での基本的な対応

① 健康観察の徹底

- ・家庭における検温・風邪症状等の確認。(土日を含め)健康観察カードの記入。
- ・学校における児童生徒の健康状態の確認。(登校時および部活動開始前)

② 全員マスク着用

- ・日常はマスク着用が原則。マスクと顔面の隙間を作らないようにし、飛沫を防ぐ。
- ・手作りマスク可。色、柄物も可。(一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされている。)
- ・飛沫(咳や会話等)、接触感染を防ぐために、原則として食事中以外はマスクを着用する。

<マスクの着用を必須としない場合>

○登下校中を含め、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合。

○体育の授業及び運動部活動

※マスクを外しているときは、話をしないこと。

マスクを外した場面でも、話すときはマスクを着用してから話すこと。

※外したマスクは、ポケットや机の中にしまい、飛沫・接触感染の予防をする。

(外したマスクを入れるビニール袋を各自準備させてもよい。)

※マスクを外したら身体的距離はとること。

③ 手洗いの徹底とうがい

- ・屋外から校舎内に入る際、教室に入る前、休み時間後、給食配膳前、接触・物を共用する前後、トイレの後、清掃終了後、マスクや顔を触った後、鼻をかんだ後等は流水と石鹸での手洗いを行う。石鹸に過敏に反応し手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗い、ハンドクリーム等を利用し手荒れを防ぐ。
- うがいをした後に水を吐き出す時は、飛びちらないように気をつける。

④ 換気の徹底

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。対角線上の2方向。(常時換気が難しい場合は30分に1回以上、数分間程度窓を全開する。休み時間ごとにも窓を全開にする。エアコン使用時も。)
- ・換気は教室の窓側と廊下側など、2方向の窓(やドア)を同時に開けて行い、廊

下の窓も開ける。

- ・窓（やドア）を開ける幅は10cm～20cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。
- ・窓のない部屋では、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努める。
- ・冷暖房使用時においても換気は必要。（冷暖房使用時はエアコンの温度設定をこまめに調整する。）
- ・換気扇等の換気設備がある場合は、常時運転する。ただし、換気設備だけでは換気能力が足りず、窓開け等による自然換気と併用が必要な場合が多いことに注意する。換気設備は清掃を行う。
- ・換気に伴う室温低下で健康被害が生じないように、校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。児童生徒等及び保護者に温かい服装を心がけるよう十分周知しておく。
- ・適度な加湿はウイルス飛沫防止の一助となるので工夫をして行う。
- ・冬場は空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなり、小さな飛沫は空気中を漂いやすく、空気感染を起こすため、徹底して換気に取り組む。

⑤ 密にならない配慮、環境づくり

- ・飛沫（咳や会話等）、接触感染を防ぐために工夫が必要。対面にならないような座席の配慮を行う。
- ・可能な限り身体的距離（1～2m）の確保に努める。

2 新しい船橋市の学校生活

感染対策の1日の流れ

時間	学校での対応
登校前 (学校)	登校前に教職員は教室、廊下、トイレ等の窓やドアを開け、換気を行う。(対角線上の2方向)
登校中	①原則マスクを着用する。ただし、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外す。 ②次の内容について、学校と家庭が協力して子どもと話をし、行動できるようにしていく。 例)・マスクを外したら、話をしない。マスクを外して話をするすると感染リスクが上がるため、話をするときは、マスクを着用してから話をする。 ・屋外で、人との十分な距離(2m以上)を確保できる場合はマスクを外すことができる。 ③水筒は、共用しない。自分用の水分を多めに準備して自分の水筒から飲む。 ④喉が渇く前に水分補給をするため、決まった場所等で水分を摂取する。

時間	学校での対応
登校後	教室に入る前に ①マスクの確認 → マスクをしてから教室へ入る。 ②検温忘れ・健康観察カード忘れ → 検温・健康観察を忘れた生徒は確認してから教室へ入る。確認するときは密にならないように気をつける。 ③教室に入り荷物をおいたら、まず手を洗う。 ④朝の会で、もう一度健康観察を行う。
学校生活全般	2ページの「学校での基本的な対応」で生活をする。 夏は熱中症予防も行う。 ①授業中も含め、こまめな水分補給をする。(マスク着用時は喉の渇きに気づきにくく、喉にウイルスが付着した状態を短くするため。) ②授業中でも、熱中症予防のため教師が適宜給水タイムを設ける。喉が渇いてからでは遅いので、喉が渇く前に水分補給をするように声をかける。(目安は30～60分に1回。) ③熱中症を予防するための対策を各学校で積極的に検討して実行する。その際、児童生徒の安全と健康を第一に考える。 例) 服装や、保冷効果のあるものの使用等 教室での過ごし方 ①たがいに1～2m程度の距離を目安にできる限り座席を離し、大声を出すことを控える。 ②原則として、授業は黒板の方向を向く形で行う。 授業の進め方 ①学習用具の貸し借りを基本的に行わないようにする。 ②教具を共用する場合は、使用前後に手を洗う。または手指の消毒をする。 ※緊急事態宣言中は、可能な限り延期する。 ③以下の活動は、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向いたり、回数や時間を絞ったりするなど工夫して実施する。 ・児童生徒が長時間密集する活動 ・近距離で対面形式となるグループワーク ・近距離で一斉に大きな声で話す活動 ・集団での実験や観察 ・近距離で接触する運動 ④家庭科の調理実習を行う場合は一人一調理の実習からスタートし、工夫して行う。調理した料理はその場で食し、対面を避け会話を控える。 ※緊急事態宣言中は、調理実習は行いません。 ⑤音楽の授業において、歌唱や管楽器を使用した活動を行う場合は、児童生徒の身体的距離を十分とった上で、飛沫飛散防止や隊形の工夫等、可能な限り感染症対策を行ってから実施する。

時間	学校での対応
	※緊急事態宣言中は、歌唱や管楽器等を使用した活動は行いません。 ⑥児童生徒が密集するのを避けるため、書画カメラで教材や解答を提示したり、デジタル教材を使用したりして、ＩＣＴを有効活用した授業を行う。 体育の授業 ①軽度の運動を行うときはマスクを着用する。 ②熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い時と判断した場合はマスクを外す。マスクを外したら、話をしないようにし、身体的な距離をとる。 ③体育の授業でマスク着用を希望する児童生徒は、着用してもよい。 ④体育見学者は、マスクを着用し、１～２ｍの身体的距離を確保する。その際、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、身体的距離を確保する。 ⑤体育授業への移動時間や、授業中に説明を聞く場面では、マスクを着用する。 ⑥体育の授業で教職員は原則マスクを着用するが、身体的リスクがある場合には外して授業を行う。その場合、話すときにはマスクを着用する。 ※緊急事態宣言中は、身体的接触や人と人とが接触するような活動は行いません。 休み時間の過ごし方 ①密集する遊びや近距離で組み合ったり、接触したりする遊びは避ける。 給食・昼食等の飲食の場面 マスクをしていない状況下での会話は、主な感染原因のひとつである。給食時だけではなく、飲食を行う場面では教職員指導のもと、感染予防に努める。 ①食事中以外は、必ずマスクを着用する。 ②給食当番と配膳する教職員の体調確認（健康状態・身支度・手洗い）を行う。 ③全員、流しが密にならないように、順番に石鹸と流水による手洗いを徹底する。給食当番は、着替えた後にも２度目の手洗いを行う。 ④給食当番は最小限の人数で行う。トング等は共用しない。 ⑤配膳を待つ児童生徒は、前を向いて自席でおしゃべりをせず静かに待つ。 ⑥飲食の場面では、給食時だけでなく対面にならないようにする。弁当を車座になって食べないようにする。マスク着用中であっても大きな声は出さない。 ⑦給食を受け取る時に、密にならないよう徹底する。 ⑧担任だけでなく、教職員全員で工夫して、安全でおいしい給食の時間が過ごせるようにしていく。 ⑨片づけは密にならないように徹底する。 【資料】学校給食における感染対策について 参照

時間	学校での対応
	清掃と消毒の場面 教室、廊下、流し、トイレ等の清掃と消毒を児童生徒が行う。 消毒は教職員のもと発達段階に応じて児童生徒が行う。 ①清掃はコロナ対応する前と同じ清掃の方法となる。 ※ただし、床のからぶきは行わない。 ②消毒は界面活性剤(経済産業省で効果が確認されているもの)を使用する。 ・教室……配膳台,ドアノブ,窓の取っ手,照明のスイッチ,多数が共用した物 ・流し場・トイレ…水道の蛇口、流水レバー、ボタン、トイレのドアのかぎ、便座、便座のふた、ペーパーホルダー ・その他…階段の手すり、エレベーターのボタン、昇降口のドア 等 ③清掃と消毒後は手洗いをしっかり行う。
	来校者 ①外部からの来校者に対しては、マスク着用、手洗いや手指のアルコール消毒など、感染対策の徹底に協力してもらう。 ②来校前の検温健康観察結果を受付時に確認する。体調不良時は、校内への立ち入りや教育活動への参加を見合わせる。
下校中	※登校中と同様の対応
下校後 (家庭)	①帰宅後の手洗い・うがいを励行する。 ②帰宅後の、検温・健康観察をする。

3 教職員の健康管理

感染症予防のため、教職員も次のような健康管理を行い、管理職が毎朝、出勤した教職員の健康状態を確認する。

1 出勤前・出勤時

(1) 毎朝、検温をする。検温の結果を健康観察カード等に記入します。発熱がない場合でも、風邪症状がみられるときは出勤しない。児童生徒同様に、同居の家族に発熱風邪症状等がある場合や、PCR検査を受けることになってから結果が出るまでの間は出勤しない。

発熱等の症状があった場合は、かかりつけの医療機関に電話で相談をする。かかりつけ医がない場合は、相談センターに電話する。医療機関等で、抗原検査やPCR検査を受ける場合は、すぐに校長へ報告をする。

- (2) 職員室に入る前に手を洗い、健康観察カード等を管理職に提出して、健康状態を報告します。職員室では、できる限り座席間の距離を確保する等工夫する。

2 生活の注意

- (1) 校内では、児童生徒同様に原則としてマスクを着用して生活する。職員室や事務室などで教職員だけで過ごす時、出勤時、帰宅時もマスクを着用して生活する。
- (2) 濃厚接触の恐れがある場所（密閉・密集・密接）へは、できるだけ行かないようにする。
- (3) 教職員同士で、昼食等の飲食をする場面では、飛沫を飛ばさない座席配置とし、身体的距離が取れない場面では会話をしない。食事前後に話をするときは、必ずマスクを着用する。

3 感染したとき、濃厚接触者に特定されたとき

- (1) 保健所の指示に従い療養します。
- (2) 本人又は家族から、学校（管理職）へ報告する。
- (3) 学校で行う対応は、下記「4 児童生徒又は教職員が感染した場合の臨時休校等の判断について」を参照。

4 児童生徒又は教職員が感染した場合の臨時休業等の判断について

船橋市の学校における対応について

- (1) 原則として、船橋市では千葉県教育委員会と、船橋市保健所からの指導内容に基づき対応をする。
- (2) 学校は、保健所の疫学調査に協力をする。
- (3) 保健所の指導に基づいて、校内の消毒等を行う。

文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応ガイドライン」を参考として以下の基準を定めました。

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、学級内での感染が広がっている可能性が高い場合。

- ・ 同一学級に複数の感染が判明した場合。
- ・ 1名の感染であっても周囲に未診断の風邪等の症状を有する児童生徒が複数いる場合。
- ・ 複数の濃厚接触者が存在する場合。
- ・ その他感染リスクの高い活動を行っていたなど、設置者が必要と判断した場合。

【学年閉鎖】

- ・ 複数学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。

【学校全体の臨時休業】

- ・複数学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。

- ※ いずれの場合も、保健所の疫学調査による見解を踏まえ、教育委員会と対応を検討し進める。
- ※ 学級・学年閉鎖、臨時休業の期間は、感染拡大にいたらないと判断が得られるまでとする。
- ※ 学級・学年閉鎖については、報道を通じての公表は行わない。

5 ワクチン接種時の対応について

- (1) 児童生徒本人がワクチン接種のため登校しない場合は出席停止となる。
- (2) 児童生徒本人がワクチン接種のため下校（早退）した場合は出席扱いとなる。
- (3) 児童生徒本人がワクチン接種後に発熱等の副反応がみられ、登校しない場合は出席停止となる。
- (4) 同居家族にワクチン接種後に風邪症状等がある場合、児童生徒は出席停止となるが、ワクチン接種の副反応であると医療機関等で確認が取れた場合は登校可能となる。

6 児童生徒の出欠席の扱いについて（教職員も休む基準は同様）

船橋市の学校における対応を説明します。

- (1) 児童生徒が、感染したときと、濃厚接触者に特定されたときは出席停止となる。
- (2) 発熱、風邪症状、体調不良のため休む場合は、出席停止となる。
発熱等の症状があった場合は、かかりつけの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医がいない場合は、**船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター（電話：047-409-3127）に相談をする**。医療機関等で、抗原検査や PCR 検査を受ける場合は学校に連絡をする。
- (3) 同居の家族に、発熱、風邪症状等があるときは出席停止となる。
- (4) 児童生徒本人または同居の家族が PCR 検査を受けることになってから、結果が出るまでの間は、出席停止となる。

ただし、以下の場合は登校してかまわない。

周囲の人に陽性者が出たわけではなく、陰性を確認するための検査

例① 本人又は同居の家族等が入院前に医療機関から指示されて受ける PCR 検査

例② 本人又は同居の家族等が海外や国内旅行に行く前に指示されて受ける PCR 検査

例③ 本人又は同居の家族等が進学先や就職先から指示されて受ける PCR 検査

例④ 本人又は同居の家族等が職場の指示で受ける PCR 検査(周囲の人に陽性者が
出たわけではなく、職場の方針で陰性を確認するための検査)

(5) 海外から帰国・再入国し**一定期間**の自宅などで待機を要請された場合は、出席停止
となる。

(6) 次の場合は、学校に連絡して相談する。校長が認めた場合、欠席扱いにならない。
(出席停止)

① 医療時ケア児、基礎疾患児などが主治医の見解に基づき休む場合。

② 本人に症状はないが、保護者が予防のため学校を休ませたいと相談し、自宅で休
むことになった場合。

(7) 児童生徒本人のワクチン接種やワクチン接種後の副反応については「5 ワクチン
接種時の対応について」を参照

※家族が濃厚接触者に特定されたが、無症状のためPCR検査をしない場合について

原則として児童生徒の登校は可能。ただし、本人や家族に症状が認められた場合は
登校を控えていただく。(家庭の判断で休む場合は出席停止とする)

7 濃厚接触者の健康観察（自宅待機）期間について

・同居家族に陽性者が発生した場合、濃厚接触者が自宅待機となる健康観察期間は、陽
性者との分離（※）が完了した日の翌日から 14 日間となります。居宅環境等により
分離が難しい場合は、陽性者が療養解除となった日の翌日から 14 日間です。

※分離：陽性者用の個室を設け共用部分の消毒行為を適宜行うなど、居宅内において
陽性者との接触が極力ない状態になること（下記別添リーフレットを参照）

参考

・市ホームページ「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査・抗原検査を受けた方へ」

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/korena/004/p094893.html>

8 最後に

新型コロナウイルスの感染が広がり、誤解や偏見による感染者や医療機関などへの誹謗中傷、いじめや差別的な対応が社会の大きな問題となっています。

船橋市の学校における対応を説明します。



○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方などとその家族に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように指導する。

○心理的なストレスを感じている児童生徒もいるため、学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細やかな健康観察などから、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談などの実施やスクールカウンセラーなどの支援を行っていく。